

(提案基準第15号)

有料老人ホームに係る開発又は建築に関する基準

この基準は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、設置及び運営が国の定める基準に適合する優良なものの開発又は建築を、次の要件の全てに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。

- 1 設置及び運営が呉市策定の「呉市有料老人ホーム設置運営指導要綱」における基準に適合していると認められたものであること。
- 2 当該有料老人ホームに係る権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。
- 3 当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合、入居一時金及び利用料に関する国の基準に従い適正な料金設定がなされている場合等施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難であり、又は不適當であること。
- 4 当該有料老人ホームの立地につき、呉市の福祉施策、都市計画の観点から支障がないことについて、市長が承認を与えたものであること。
- 5 開発又は建築の完了予定年月日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年11月23日から施行)

(平成18年4月1日から改正施行)